

アメリカにおける児童扶養履行強制制度 (Child Support Enforcement Program)の展開

下 夷 美 幸

1. 児童扶養履行強制制度の概要

アメリカでは、ここ十数年の間に、養育費支払義務の履行強制制度が急速に進展してきている。それは、母子家庭の増大にともなう¹⁾AFDC(要児童扶養扶助)²⁾の財政圧迫³⁾を背景に、父親の扶養責任への関心が高まり⁴⁾、その履行を強制する制度の必要性が認識されたからである⁵⁾。もちろん、制度の目的としては、福祉支出の削減のみではなく、子どもの福祉も重視されているが、近年の制度の推進は、やはり財政削減の要請によるところが大きいと考えられる。

さて、児童扶養履行強制制度(Child Support Enforcement Program)は、1975年に社会保障法IV章にパートDとして創設され⁶⁾(以下、74年法と記す)、その後、84年の法改正⁷⁾(以下、84年法と記す)で養育費徴収の強制手段が導入され⁸⁾、さらに88年の家族援護法(以下、88年法と記す)⁹⁾の制定を経て、履行強制の内容がほぼ整備されてきた。これは、具体的には、ひとり親家庭の子のもう一方の親、すなわち子を監護していない親(非監護親)に関して、①非監護親の所在が不明の場合に、その居所を探すこと(親探し)、②子が婚外子の場合に、父親を確定する

こと(父親の確定)、③非監護親の支払うべき養育費を確定すること(養育費の確定)、④非監護親から養育費を徴収すること(養育費の徴収)の4つのサービスを行政機関が行う制度である。AFDCの申請者・受給者は受給の要件として自動的にこの制度の適用を受け¹⁰⁾、州が非監護親から養育費を徴収する。徴収された養育費は、AFDC受給家庭と州政府と連邦政府に分配される。また、AFDC受給者以外(以下、non-AFDCと記す)も、この制度を利用することができ、その場合、行政機関によって徴収された養育費は、母子家庭が受けとることになる¹¹⁾。

連邦政府と州政府には、この制度を担当する専門部局がそれぞれ設置されている¹²⁾。制度の実施体制は、本来、扶養義務が各州の家族法の領域に属すことから、州政府が独自のプログラムを責任をもって実施し、連邦政府は州政府に対し、監督ならびに技術的・財政的援助の提供を行っている。

また、州が行う4つのサービスに要する行政経費については、連邦政府が行政経費の66%を州政府に償還している¹³⁾。

さて、以下では、この4つのサービスのうち、「養育費の確定」と「養育費の徴収」とりあげ、さらに、この制度の「行政コスト」につい

て、その状況をみてみたい。

2. 養育費の確定

(1) 司法システムによる養育費確定の問題点

親の扶養義務は家族法の領域に属する問題であり、従来より養育費の確定は裁判所において当事者双方の事情が考慮され、ケースバイケースで決定されていた。このような司法システムには、個々のケースの実情を反映した養育費を決定することができるという利点がある。

しかし、反面、裁判官や裁判所によって、また、時には同じ裁判官であっても、同じような状況のケースに対し、かなり異なった養育費の決定がなされており、養育費の決定に一貫性を欠くと指摘されていた¹⁹⁾。しかも、このような司法裁量による決定では養育費が概して低額にとどまってしまうという¹⁹⁾。また、裁判所システムでは、確定までに時間がかかるため、進行中の義務の確定には不向きであること、そのうえ、弁護士料など費用がかかるという問題も生じていた。

(2) ガイドラインによる養育費の算定

①ガイドラインの要請

そこで、まず、養育費決定における一貫性の欠如を是正するため、養育費の算定にガイドラインが採用されている。各州は、84年法の要請により、具体的な養育費額が算出できるガイドラインを制定したが、84年法では、ガイドラインは養育費の決定に拘束力を持つものではなかった。しかし、88年法では、養育費の決定にはガイドラインの利用が義務づけられ、ガイドラインによる算出額が養育費として推定されることになった。すなわち、ガイドライン算出額を

養育費と決定しない場合には、それを正当と認める裁判官の書面による証明が必要となったのである。これによって、基本的には、すべての養育費は算定ガイドラインに基づいて客観的に算出されることになった。

②算定ガイドライン

現在、各州で採用されているガイドラインは3種類に大別され、「所得パーセント方式」、「所得シェア方式」、「メルソン方式」と呼ばれている。

「所得パーセント方式」とは、監護親の所得に関係なく、非監護親の所得に一定のパーセントを乗じる方法で、たとえば、ウィスコンシン州のように、子ども1人で17%、2人で25%、3人で29%、4人以上で31%を非監護親の所得に乗じて養育費を算出する方法である。これは、親は常に子どもとその所得を分けあうという考え方に基づいている。この方式は、養育費の算出が簡単で、しかも、非監護親の所得の変化に応じて自動的に養育費が改定されるという利点がある¹⁹⁾。しかし、監護親が相当の所得を得ていても、非監護親の養育費が減額されない点から（たとえば母親が高所得で、父親が低所得であっても、父親の養育費は減額されない）、近年、所得パーセント方式から所得シェア方式への移行傾向がみられる。

「所得シェア方式」とは、まず、父親と母親の所得を合計し、それにパーセントを乗じた額を子どもの生活費とし、つぎに、それを両親の所得の割合によって分担し、その分担額をそれぞれの養育費とする方法である。この方式では、両親の合計所得に乗ずるパーセントが、所得の上昇にともない低下するのが一般的である。これは、所得全体に占める子どもの生活費の割合は、高所得になるほど低くなるという調査結果

に基づいている。この方式は、子どもが両親と生活すると仮定した場合、そこで得られる生活水準を子どもに保障するという考え方による。この方式については、所得パーセント方式と異なり、母親の所得も養育費の決定に考慮されるという点が支持されている。

「メルソン方式」では、あらかじめ子どもと両親の最低生活費がそれぞれ決定されており、まず、子どもの最低生活費を両親の余力（所得から最低生活費を控除した金額）の割合で分担し、最低生活費に対する分担額を算出する。次に、非監護親の余力からその分担額を差し引き、それに一定パーセントを乗じ、これを非監護親が子どもに提供する付加的な生活費とする。そして、先に算出した最低生活費の分担額と子どもへの付加的な生活費を合計したものが非監護親の支払うべき養育費となる。この方式は、両親は自己の最低生活費を確保した上で、子どもの最低生活費を保障し、さらに親の残りの所得は子どもとシェアすべきという考え方に基づいているが、計算が複雑になるという欠点がある。

以上の3方式のうち、メルソン方式を採用しているのは、デルウェア、ハワイ、ウエストバージニアの3州のみであり、ほとんどの州は所得パーセント方式か所得シェア方式を採用している。90年2月時点で、最も広く普及しているガイドラインは所得シェア方式で、32州とプエルトリコが採用しており、所得パーセント方式を採用しているのは、15州とワシントンD.C.となっている¹⁷⁾。

いずれにせよ、同じ方式に分類されるガイドラインであっても、各州における所得の規定（総所得か課税所得かなど）や特別な支出の取扱い（医療費や保育費など）は、各州のガイドラインによってそれぞれ細かく異なっているのが現

状である¹⁸⁾。

(3) 行政的システムによる養育費の確定

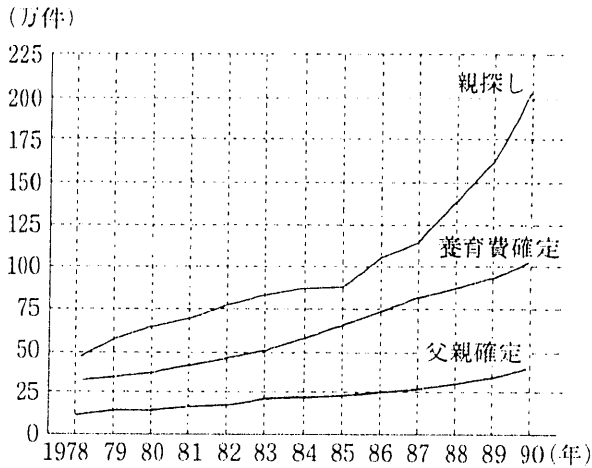
また、裁判所システムでは、養育費確定までに時間と費用を要するという問題に対しては、純粋な司法システムではなく、「行政的システム」や「準司法的システム」と呼ばれるプロセス、すなわち、行政機関が主に養育費確定のプロセスを行う方法を採用することで対応している。このようなシステムでは、基本的には、ガイドラインによって算定された養育費を所定の手続きによって決定していくので、確定までの時間が短縮されるほか、法廷費用・弁護士料もかからないという利点がある。

なお、そのプロセスにおいては、非監護親に対して、適正な手続きの処遇を受ける権利を保障することが留意されており、父親が事前に告知を受ける権利¹⁹⁾や審問を要求する権利、一連の手続きに関して、司法機関による審査を請求する権利²⁰⁾が保障されている。

(4) 養育費の確定状況

児童扶養履行強制制度を通じて養育費が確定したケースは、年々増加し、78年の32万件から90年には100万件に達している（図1）。

以上のように、「養育費の確定」は裁判官によるケースバイケースの決定から、ガイドライン算出額を行政的手続きによって迅速に決定していく方向へと大きく移行している。そうになると、ガイドラインが重要な位置を占めることになる。その点を踏まえ、88年法も、各州に対し、ガイドラインを4年毎に見直すよう要求している。しかし、ライフコースが多様化し、離婚・再婚によるステップファミリーが大勢を占める現在、複雑な家族構成を養育費の算定にどのよ



資料) 図1～7はいずれも、U.S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement, *Annual Report* (各年版), U.S. House of Representatives, Committee on Ways and Means, 1991, *Overview of Entitlement Programs, 1991 Green Book: Background Material and Data on Programs Within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*. U.S. Government Printing Office, より作成。

図1 親探し、父親確定、養育費確定の件数

うに考慮するか、ますます困難な問題となっている²¹⁾。したがって、養育費の算定に際し、いかなる要因を優先するかの価値判断が必要となるが、それぞれの公平感を保持しつつ、しかも、算定の簡便性という要請をも満たすガイドラインの開発は容易ではない。

3. 養育費の徴収

(1) 給与天引による徴収

さて、確定した養育費が実際に支払われることが最も重要であることはいうまでもない。そこで、養育費の効果的な徴収方法といわれているのが給料からの天引きである。84年法によって、1か月の養育費滞納ケースに対して、給与

天引が導入されたが、88年法では滞納の有無にかかわらず、初めから給与天引する方法が導入された²²⁾。それによって、養育費の支払いは、税金や社会保険料と同様に、給与天引によって支払われることが確定した。

給与天引のプロセスにおいても、非監護親に適正な手続き的処遇を受ける権利を保障することが留意されており、父親が事前に告知を受ける権利や、異議申立の機会を得る権利²³⁾が与えられている。また、雇用主は、給与天引を理由に非監護親を不当に扱った場合には罰金が課されるほか、非監護親が転職した場合には、その情報を提供することが義務付けられた。

(2) 養育費の徴収状況

① 徴収件数

児童扶養履行強制制度を通じて徴収が行われたケース数は、一貫して増加しており、80年の75万件から90年には200万件を越えるまでになっている。とくに、non-AFDC ケースの増加が著しいが、これには、84年法で連邦政府がnon-AFDC ケースの徴収を奨励金(州政府がうけとる)の対象にしたことも影響している。85年に

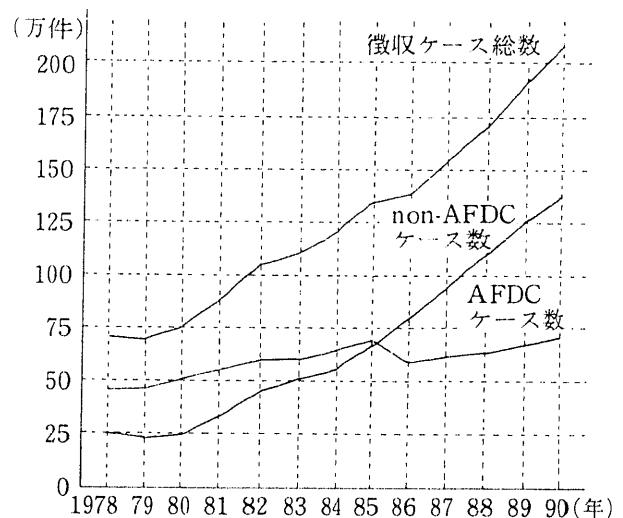


図2 養育費の徴収が行われた件数 (1978-1990年)

AFDC ケースと non-AFDC ケースが逆転して以降、ますますその格差は大きくなっている(図2)。

②徴収額

徴収額は、80年代前半までは、低い伸びにとどまっているが、80年代半ばからは急速に増加し、90年には78年の6倍に相当する60億ドルに達している。とくに、non-AFDC ケースの徴収額の増大が著しく、90年には全徴収額の7割を占めている(図3)。AFDC ケースの徴収額も着実に伸びており、その AFDC 支給額に対する割合(AFDC 償還率)も80年の5.2%から90年には10.3%となっている²⁴⁾。

③徴収率

このように徴収額自体は増加しているものの、支払義務額に対する徴収額の割合(徴収率)は低く、89年の平均徴収率は22%で、残りの78%は徴収できていない結果となっている。とくに、過去の支払義務額に対する徴収状況が振わず、当年分の徴収率が48%であるのに対し、過去分の徴収率はわずか7%にすぎない²⁵⁾。この徴収率の格差は、いったん滞納状態になると徴収が困難になることを意味し、ここに即時の給与天引の意義が感じられる。

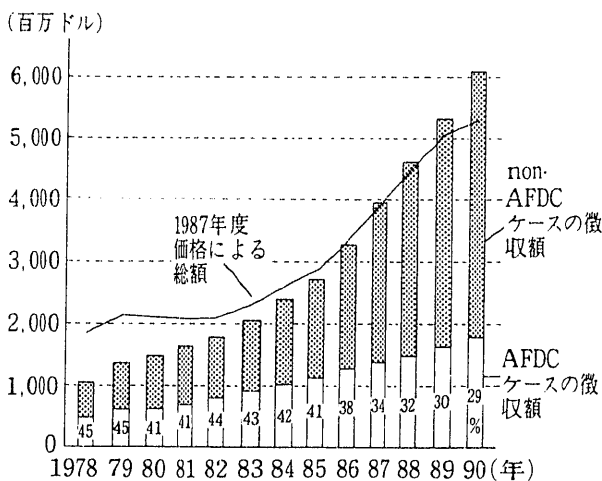


図3 養育費徴収額の推移(1978-1990年)

④徴収方法

徴収方法別に徴収額の割合をみると(図4)、非監護親からの自発的な支払いが減少し、給与天引による徴収が増加している。90年には給与天引による支払いが徴収額の43.7%を占めている。

(3) 母子家庭への経済的効果

徴収された養育費の平均額は明らかでないが²⁶⁾、養育費が徴収されたことでAFDCの受給を離脱した家庭は、79年の約2万世帯から、90年には約24万世帯へと増加している。このことから、養育費の徴収が母子家庭に与える経済的効果が確認される。

以上のように、「養育費の徴収」は、強制的な徴収方法の導入により、徴収額は大幅に増加しているが、それにもかかわらず、徴収率は2割程度という状況である。しかし、即時の給与天引が普及することで、徴収率はかなり上昇するものと見込まれる。

給与天引が一般化することになり、課題となるのが、自営業者に対する徴収方法である。ア

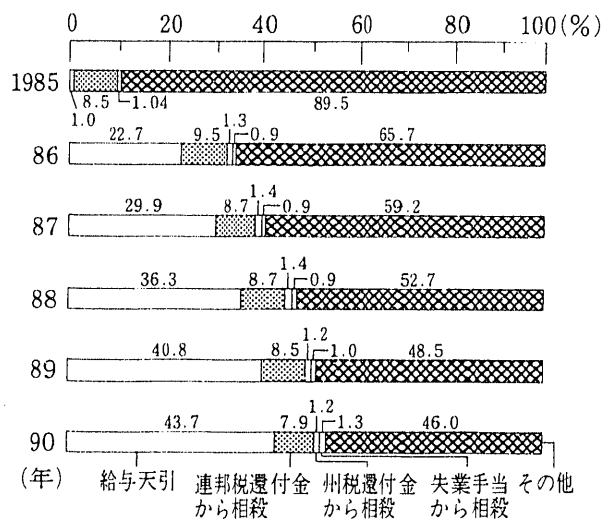


図4 養育費徴収額の徴収方法別割合(1985-1990年)

アメリカでは連邦租税還付金から養育費滞納額を相殺する方法が1つの有効な徴収手段となっているが、この方法は、還付金を有しない親には利用できない。自営業者については、給与所得者に比べて、実質的な所得の把握が難しく、養育費の徴収段階だけでなく、養育費の算定段階でも給与所得者との不公平が予想される。

4. 行政コスト

(1) 連邦政府と州政府の収支構造

こうして見てくると、これらのサービスの実施にともなう行政コストが気になるところである。児童扶養履行強制制度に関する財政収支は、サービスの提供に要する行政コスト、すなわちマイナス分と、AFDC ケースに対して徴収された養育費のうちから政府に分配されるプラス分から判断される。AFDC ケースに対して徴収された養育費は、AFDC 受給家庭と州政府と連邦政府に分配されるが、その分配方法は、次の通りである。①まず、徴収額から月額50ドルが協力金として、AFDC 受給家庭へ無条件に支給さ

表1 AFDC ケースの徴収例

(単位：ドル)

	徴収額	行政経費	計
州政府	125+19.50=144.50	68	+76.50
連邦政府	125-19.50=105.50	132	-26.50
AFDC 受給家庭	50.00	0	+50.00
計	300.00	200	+100.00

資料) U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1991, *Overview of Entitlement Programs, 1991 Green Book: Background Material and Data on Programs Within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*. U. S. Government Printing Office.

れる²⁷⁾。②次に、徴収額から50ドルを差し引いた残額が、連邦政府と州政府による AFDC への財政負担の割合に応じて、それぞれに分配される。③それから、州の徴収効率に応じて、徴収金の一定割合が奨励金として、連邦政府の分配金から州政府へと移転する。

たとえば、AFDC ケースに対して、徴収額が300ドル、行政経費が200ドル、連邦政府と州政府の AFDC の負担割合が50%ずつというケースでその収支を計算してみよう(表1)。この場合、まず、徴収額300ドルから50ドルが AFDC 受給家庭へ支給され、残りの250ドルが AFDC の負担割合に応じて、連邦政府と州政府へそれぞれ125ドルずつ分配される。ここでは、300ドルの徴収に200ドルの経費となっているので、徴収効率は1.5となり、その奨励金率に基づき(表2)、徴収金300ドルの6.5%、19.5ドルが奨励金として連邦政府から州政府へ移転する。一方、行政経費の66%は、連邦政府から州政府に償還されることになっているので、200ドルの66%、132ドルは連邦政府が負担し、68ドルを州政府が負担することになる。その結果、AFDC 受給家庭は50ドルのプラス、州政府は76.5ドルのプラス、連邦政府は26.5ドルのマイナスとなる。

表2 奨励金率

徴収効率	
1以上1.4未満	6.0
1.4以上	6.5
1.6以上	7.0
1.8以上	7.5
2.0以上	8.0
2.2以上	8.5
2.4以上	9.0
2.6以上	9.5
2.8以上	10.0

資料) 表1に同じ

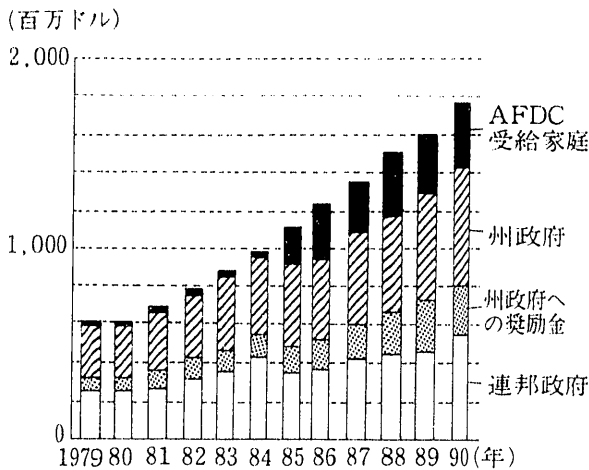


図5 AFDC ケースの養育費徴収金の分配 (1979-1990年)

実際に、AFDC ケースの徴収金の分配状況の推移をみると(図5)、85年以降、AFDC 受給家庭への分配が増大しているが、そのほとんどはAFDC 家庭への50ドルの協力金である。89年の協力金の総額は2億6,900万ドルで、これは、AFDC ケースの徴収総額の15%に相当する²⁸⁾。

(2) 連邦政府と州政府の収支

このように、この制度は連邦政府の財政負担が重くなる仕組みとなっているが、連邦政府と州政府のそれぞれの収支をみても(図6)、連邦

政府はつねにマイナス、州政府は常にプラスという結果となっている。とくに、85年以降、連邦政府のマイナスが毎年大きくなっている。

(3) 連邦政府・州政府合計の収支

連邦政府と州政府の収支を合計し、政府全体として、収支状況を見ると(図7)、84年までは毎年1億ドル以上のプラスとなっているが、84年から85年にかけてプラス分が2億6,000万ドルから8,600万ドルへと大幅に減少している。これは、すでに述べたように、AFDC 受給家庭への50ドルの協力金支給の影響である。その後、

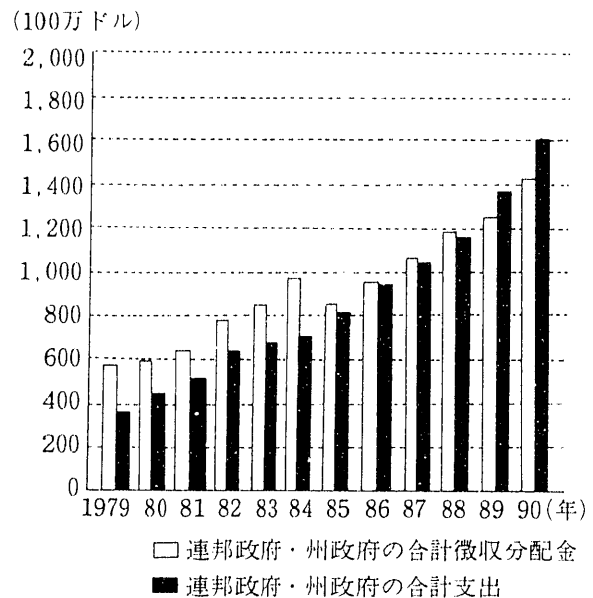


図7 連邦政府・州政府の合計収支 (1979-1990年)

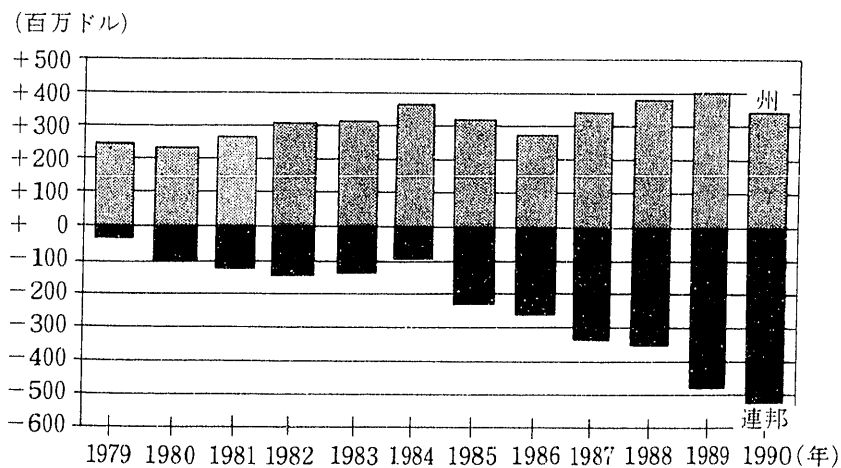


図6 連邦政府・州政府の収支 (1979-1990年)

88年までは、収支はほぼ同額を維持しているが、89年にはマイナスに転じ、90年には前年の2倍以上のマイナスとなっている。これは、AFDCケースの徴収額の伸び悩みとともに、制度の整備にともなう経費の増大によるものと思われる。

このように、政府全体の収支はマイナスとなっているが、制度の整備が完了し、システムが成熟すれば、収支の改善も見込まれよう。つまり、ガイドラインにより適正な養育費が迅速に確定され、それが給与天引を通じて確実に支払われるようになると、多額なコストを要せずに、これまでよりも多くの徴収が期待できる。なお、支出の内訳をみると、ここではとりあげていない「親探しサービス」と「父親の確定サービス」の経費が支出の約25%を占めているが、この2つのサービスについても、コンピューターネットワークによる親探しや遺伝子テストによる父親確定などの進展で、収支改善の可能性も大きいと予想される。

5. おわりに

以上のように、アメリカにおける児童扶養履行強制制度は、84年法と88年法を通じて、かなり整備されてきている。このように制度の具体化が急速に実現したのは、AFDC 財政への危機感という背景のほかに、父親の扶養義務の強制ということが、保守層、ならびに、女性団体を含む革新層の両方から支持を得られたからである。また、コンピューター技術や遺伝子技術など、科学技術の進歩が効果的なサービスの実施を可能にしたという点も見逃せない。

このように、アメリカでは、養育費の問題がそれまでの完全に司法制度で扱う問題から、行

政機関が扱う問題へと移行してきたが、養育費問題への行政機関による取組みは、欧州諸国にもみられる。とくに、北欧諸国では、扶養義務の強制よりも、子どもの生活保障が重視されており、すでに早くから養育費を公的に保障する制度が定着している。そのほかの欧州諸国においても、このような子どもの生活保障を重視した養育費制度の進展がみられる²⁹⁾。

日本では、欧米諸国に比し、母子家庭の割合が低く、養育費問題の議論もほとんどきかれないが、離婚母子家庭の養育費受給率が14%という現状から³⁰⁾、養育費を確保する制度の必要性が感じられる。諸外国での制度の内容、実施状況、効果など、その体験的資料も参考にしながら、日本における養育費制度が早急に検討されることを期待したい。

注

- 1) アメリカの母子世帯数は、1970年の約340万世帯から90年には約840万世帯に増大し、この20年間に2.5倍となっている。これを18歳未満の子どもがいる家庭に占める割合でみると、70年の11.5%から、90年には24.2%と、子どもがいる家庭の4分の1は母子世帯という状況である。とくに、黒人では母子家庭の割合が高く、子どもがいる家庭の半数以上が母子家庭となっている(白人の18.8%に対し、黒人では56.2%、90年)。また、母子世帯になった理由にも変化がみられ、死別による母子家庭の割合は70年の20.0%から90年には7.1%に減少する一方、離婚や婚外子の増加を反映し、離婚母子家庭は70年の32.5%から90年には38.0%に、未婚母子家庭は70年の7.3%から90年には33.0%へと急増している [CPR.1990, table H]。
- 2) AFDC: Aid to Families with Dependent Children は、母子家庭に支給される公的給付。
- 3) AFDC の給付総額は、60年の10億ドルから70

- 年には49億ドル、80年には125億ドル、89年には175億ドルへと増大し、その受給世帯のほとんどを離別母子家庭が占めるようになっていく。[U. S. Department of Health and Human Services, Social Security Administration. 1991, *Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1991*]
- 4) 連邦統計局による養育費調査は、1978年の養育費から開始され、その後、83年、85年、87年の調査結果が公表されている。1987年の養育費調査によると、養育費の裁定を得ている割合は、全体の59%にとどまっており、そのうち実際に支払われたのは、全額支払いが51%、一部支払いが25%、全く支払いなしが24%となっている [CPR.1990]。
 - 5) 親の扶養義務の不履行によって、税金からなるAFDC支出が増大している以上、親の扶養義務は納税の義務と同様の重要性を持って強制されるべきであるといった議論もみられる。Katz, S.N.1983
 - 6) Social Services Amendments of 1974 (P.L. 93-647)
 - 7) Child Support Enforcement Amendments of 1984 (P.L. 98-378)
 - 8) 徴収手段には、1か月の滞納後の給与天引、連邦租税還付金との相殺、州の租税還付金との相殺、失業給付からの控除、財産の先取特権、債券差押えなどがある。
 - 9) Family Support Act of 1988 (P.L.100-485)。児童扶養履行強制制度は、88年家族援護法のタイトルIにChild Support and Establishment of Paternityとして規定されている。家族援護法は、母子家庭の自立促進を目的としており、その中心は、Title II. Job Opportunities and Basic Skills Training Program (JOBS)といえる。
 - 10) AFDCの申請者・受給者は、非監護親に関する情報提供など、制度への協力が義務づけられる。ただし、子の福祉にかんがみ、正当な理由が認められた場合には、その協力義務は免除される。しかし、正当な理由なく協力を拒否した場合には、その監護者のAFDC受給資格は失われ、子に対するAFDC給付のみがその監護者以外の者に適切な方法で支給される。
 - 11) 州は25ドル以下の手数料を課すことができる。
 - 12) 連邦政府には、Department of Health and Human Services (DHHS)にOffice of Child Support Enforcement (OCSE)が、各州にはSocial Service、または、Human Resourcesの部門にChild Support Enforcement Agencyが設置されている。このような専門部局の設置は、74年法の要請によるが、これは児童扶養履行強制制度の明示性を高める重要な役割を果たしている。
 - 13) 連邦政府から州政府への行政経費の償還率は、75年の75%から82年には70%へ、88年には68%へと徐々に引き下げられ、90年以降は66%に固定されている。
 - 14) White & Stone. 1976., Yee. 1979
 - 15) Advisory Panel on Child Support Guidelines and R. Williams. 1987
 - 16) Garfinkel & Melli. 1990
 - 17) Takas. 1991
 - 18) Levin. 1990
 - 19) 扶養の対象である子どもの氏名、父の権利、無回答の場合にとられる措置、回答期限、滞納額、命令が確定した場合にとられる徴収手段など。
 - 20) 行政命令までのプロセスで非監護親の権利が侵害されていないか、権限を越えた命令となっていないか、実質的な証拠に基づく決定となっているかなど。
 - 21) Takas. 1991
 - 22) 1か月滞納後の天引に関しては、その間に父親の所在が不明になること、実際に給与天引が開始されるまでに3~4か月を要することなど、その非効率性が問題となっていた。そこで、88年法は、90年11月1日から児童扶養履行強制制度による養育費命令に対し、また、94年1月1日からは制度の利用に関係なくすべての養育費命令に対し、即時給与天引を義務づけた。連邦政府は、即時給与天引のためにオートメーションシステムの導入も推進しており、ハードウェアも含めてその費用の90%を州政府に償還している(95年10月1日まで)。
 - 23) 天引金額の誤り、ならびに、本人であることの実事確認についてのみ、異議を申立てること

ができる。

- 24) U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1991, p. 660 Table 1
- 25) U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement. 1989
- 26) 養育費全体（履行強制制度によらないものも含む）の平均受給額は、78年から85年までは実質減少しているが、85年から87年にかけては実質増加している。87年の平均受給額は2,710ドルで、これは受給した世帯の所得の約20%に相当し、養育費が家計に与える効果は決して小さくはない [CPR. 1990]。
- 27) 50ドルの支給は、AFDC 受給者の協力を奨励するために84年法で導入されたものである。なお、養育費が裁定額を超えて徴収された場合、その超過分は AFDC 受給家庭に支払われる。
- 28) U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement. 1989
- 29) Kahn, A.J. and S.B. Kamerman. 1988., OECD, 1990
- 30) 厚生省児童家庭局『昭和63年度 全国母子家庭等調査』

参考文献

- Advisory Panel on Child Support Guidelines and R. Williams. 1987, *Development of Guidelines for Child Support Orders: Advisory Panel Recommendations and Final Report*, U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement.
- Garfinkel, I. and S. McLanahan. 1986, *Single Mothers and Their Children: A New American Dilemma*, Urban Institute Press.
- Garfinkel, I. and M.S. Melli. 1990, "The Use of Normative Standards in Family Law Decisions: Developing Mathematical Standards for Child Support," *Family Law Quarterly*, Vol. 24, No. 2, pp. 157-178.
- Kahn, A.J. and S.B. Kamerman. 1988, *Child Support*, SAGE.

- Katz, S.N. 1983, "A Historical Perspective on Child-Support Laws in the United States," Cassetty, J. ed. *Parental Child-Support Obligation*, pp. 17-33.
- Lewin/ICF. 1990, *Estimates of Expenditures on Children and Child Support Guidelines*, U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement.
- OECD. 1990, *Lone-Parent Families*, OECD Social Policy Studies No. 8.
- Takas, Marianne. 1991, *The Treatment of Multiple Family Cases Under State Child Support Guidelines*, U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement.
- U. S. Bureau of the Census. 1990, Current Population Reports (CPR), Series P-23, No. 167, *Child Support and Alimony: 1987*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. Bureau of the Census. 1990, Current Population Reports (CPR), Series P-20, No. 447, *Household and Family Characteristics: March 1990 and 1989*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. Department of Health and Human Services, Office of Child Support Enforcement. 1989, *Child Support Enforcement Statistics, Fiscal Year 1989. Fortieth Annual Report to Congress for the Period Ending September 30, 1989*.
- U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1989 (a), *General Explanation of the Family Support Act of 1988*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1989 (b), *Child Support Enforcement Program: Policy and Practice*, U. S. Government Printing Office.
- U. S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. 1991, *Overview of Entitlement Programs, 1991 Green Book: Background Material and Data on Programs Within the Jurisdiction of the Com-*

mittee on Ways and Means. U. S. Government Printing Office.

White, K.R. and R.T. Stone. 1976, "A Study of Alimony and Child Support Rulings with Some Recommendations," *Family Law Quarterly*, Vol. 10, pp. 75-85.

Yee, L.M. 1979, "What Really Happens in

Child Support Cases : An Empirical Study of the Establishment and Enforcement of Child Support Awards in Denver District Court," *Denver Law Quarterly*, Vol. 57, pp. 21-68.

(しもえびす・みゆき 社会保障研究所研究員)